

地域における日本型食生活等の普及促進（継続）

【消費・安全対策交付金 2, 283（2, 686）百万円の内数】

対策のポイント

「日本型食生活（注）」の実践を推進するため、地域における食育活動に対する支援を行います。

<背景／課題>

- ・栄養バランスの偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加など食生活が乱れています。
- ・食べ物の生産や流通の過程が消費者から見えにくくなっている現在、地域における食育活動を通じた地元の農産物や食文化を伝えることにより、日常の「食生活」について考え、改善する機会を提供することが重要です。

（注）「日本型食生活」とは、日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活です。

政策目標

「日本型食生活」の実践に取り組む人の割合向上（27年度までに27%）

<内容>

1. 事業内容

地域の実情に応じた食育活動に対して以下の支援を行います。

【支援の対象となる活動の例】

- ・「日本型食生活」の普及・実践等をテーマにした食育総合展示等の開催。
- ・地域における食育ボランティアの活動をコーディネートする食育推進リーダーの育成及び活動支援。
- ・地域で食育に取り組む団体のネットワークの整備、活動事例の収集、情報提供。

2. 事業実施主体 都道府県、市町村、民間団体等

3. 交付率 定額（1/2以内）

4. 事業実施期間 平成18年度～26年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-5723（直））]

消費・安全対策交付金

【2, 283 (2, 686) 百万円】

対策のポイント

地方の自主性の下、①農畜水産物の安全性の向上、②家畜の伝染性疾病と作物の病害虫の予防及びまん延防止、③食品事故等の対応のためのトレーサビリティの普及、④地域における食育の取組を進めます。

<背景／課題>

- ・安全な食料を将来にわたって安定的に供給するため、食料供給の各段階を通じて、科学的知見に基づくリスク管理措置等の適切な取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的に実施していくことが大切です。

政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 家畜・養殖水産物の伝染病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- 入出荷記録の作成・保存による食品トレーサビリティの推進
- 日本型食生活の実践に取組む割合の向上 27% (平成27年度)

<主な内容>

食の安全・消費者の信頼確保対策の総合的な推進

都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) 家畜の伝染性疾病・作物の病害虫の予防・まん延防止
- (3) 食品事故等の対応のためのトレーサビリティの普及
- (4) 地域における食育の推進

（ 交付率：定額（10/10、9/10以内、1/2以内、1/3以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 ）

（都道府県等の自主性・独創性）

都道府県等の裁量の下で事業メニューの選択、事業実施地区の採択、地区別の交付金配分、地方が提案する独自の事業メニューの実施が可能です。

（緊急時への機動的な対応）

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生時のまん延防止対策、プラムポックスウイルスやカンキツグリーンング病菌等の緊急防除等に活用します。

（ お問い合わせ先：消費・安全局総務課（03-3591-4830（直）） ）